

◇◆◇令和8年度かほく市介護保険料について◆◆◇

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直され、かほく市にかかる介護サービス費用の総額見込みに基づいて一人あたりの介護保険料を算出します。

第9期（令和6～8年度）の保険料基準額は、介護給付費・介護給付費準備基金の状況から第8期と同額の月額5,900円（基準額70,800円）に据え置きます。

令和8年度 所得段階別の保険料

段階	対象者	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> 以下の方	20,178円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> 超120万円以下の方	34,338円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	48,498円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> 以下の方	63,720円
第5段階 （基準額）	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> 超の方	70,800円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	84,960円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	92,040円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	106,200円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	120,360円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	134,520円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	141,600円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	148,680円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	155,760円

◎介護保険料の軽減について

第1段階～第3段階については、負担軽減措置により次のように軽減されています。

第1段階 32,214円 ⇒ 20,178円（基準額70,800円 × 0.455 ⇒ 0.285）

第2段階 48,498円 ⇒ 34,338円（基準額70,800円 × 0.685 ⇒ 0.485）

第3段階 48,852円 ⇒ 48,498円（基準額70,800円 × 0.69 ⇒ 0.685）